完全護憲の会ニュース 116 号

2023 年 8 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 111 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.2
別紙 2　政治の現況について　P.3
別紙 3　緊急警告 067 号　P.8
福島第 1 事故原発トリチウム汚染水の海洋投棄をやめよ！
別紙 4　会員ブログより　P.10

第 111 回例会・勉強会の報告

7 月 23 日、都内・三田いきいきプラザで、第 111 回例会・勉強会を開催した（参加者 5 名・会員 78 名）。例会は、鹿島委員を司会に、事務局報告の前に政治の現況を草野委員が行い＜別紙 2＞、事務局報告では福田共同代表が、①来信 2 件、②三上智恵監督の映画『沖縄　再び戦場（いくさば）へ』（仮題）の製作支援、③ブログ投稿 2 件、などを報告した＜別紙 1 ＞。

政治の現況では草野委員から、「第 211 回通常国会、原発推進 GX 法、防衛産業育成法、入管法改悪、防衛財源確保法など数々の悪法成立で閉会」「東京地裁、単独親権制度は『合憲』判決」「IAEA、処理水海洋放出は『国際的な安全基準に合致』」などの報告を受けた。

勉強会は、「福島原発処理水の海洋放出は許されるか」をテーマに議論した。勉強会の資料として、読売社説「原発の処理水　偽情報には科学的に反論せよ」(7/2)、朝日社説「処理水の放出　不安軽視せず対話を」(7/9)、分子生物学者・河田昌東氏の意見文「トリチウム汚染水の海洋放出　何が問題か～風評被害でなく実害をもたらす～」(3/18)、市民のためのがん治療の会・西尾正道顧問「トリチウムの健康被害について」(2018.12/11）などを草野委員が要約し報告した。

議論では、「原発汚染水は薄めて海に流せば害はないのか」「海に捨てれれば、後は野となれ山となれの無責任構造だ」「マスコミも汚染水の実害に目をつぶり風評被害に矮小化している」「通常運転の原発汚染水も同罪だ」「中国の強い批判は政治的で、自国の汚染水は不問にしている」「海に捨てずに汚染水は処理できるとの専門家の意見を聞くべきだ」「処理水の海洋放出は末代に禍根を残す」などの意見が出され、議論の内容を当会の緊急警告＜別紙 3＞としてまとめることを確認した。

なお、8 月勉強会のテーマは政治の現況から選定するが、9 月勉強会は下記の上映会を開催する。

映画『沖縄　再び戦場（いくさば）へ』（仮題・製作支援版）上映会のお知らせ
・9 月 24 日（日）14 時 30 分～16 時 30 分（ご予約は当会アドレスへ）
・神明いきいきプラザ集会室 A（JR 浜松町駅北口より徒歩 4 分）　・参加費 300 円

＜別紙１＞　　事務局報告

1）来信２件

① 米軍基地の真の実態は　　合田寅彦（茨城県石岡市）

米軍横田基地が汚染源と疑われる有機フッ素化合物（PFAS）の井戸水への混入に対し、日本政府が独自に基地内を査察したというニュースを耳にしない。

そういえば昨年５月、初来日したバイデン米大統領は、大統領専用機で横田基地に来て、六本木の米軍ヘリポートに移動した。今年五月の G5 広島サミットでは米軍岩国基地から入国している。

本来であれば、一国の大統領たるもの、日本への敬意を表して、成田空港から入国するのが筋というものだろう。

これらの一連の事実は何を意味するのか。米軍基地が米国固有の領土であり、大統領はその裏庭の木戸を開けて日本に入国したことを示している。嘆かわしいことに、新聞を見る限りこの屈辱的な事実を誰も指摘しない。　　（東京新聞６月 22 日発言欄）

② 袴田さんに早期無罪判決を　　袴田巌さんを救う市民の会

袴田さんの無実を信じ、これまでご支援、ご協力をいただき大変ありがとうございました。多くの皆さんの、長年に渡るご支援が、今回の結果になりました。

９年前の再審開始決定が再び東京高裁で維持され、みそ漬けの５点の衣類が犯行着衣ではなく、捜査機関のねつ造によって袴田さんが犯人にされたことが明らかになり、裁判のやり直しが確定されました。

そして、やり直し裁判に向けた裁判官、検察官、弁護士による協議が始まりましたが、ここに来て検察官は、裁判の進め方について７月 10 日まで明らかに出来ないと、またまた時間稼ぎをしています。

事件発生から 57 年が経過し、87 才の袴田さんにとって、「時間がない」状態に変わりはありません。一分一秒でも早い無罪判決が求められています。（中略）

５ 人目の死刑囚再審となる袴田さんの雪冤はもちろんのこと、死刑制度の廃止や、北川好伸さん、中谷良作さん、石川一雄さんが直面している再審制度の見直しを見据えた決定を求めたいと思います。　　（2023 年７月８日）

2）三上智恵監督の映画『沖縄　再び戦場（いくさば）へ』（仮題・製作支援版）の上映

三上智恵監督の最新作映画『沖縄　再び戦場へ』の製作支援を兼ね、その一部を先取りする作品（45 分）を９月 24 日当会例会で上映と決定し、準備を進めている。（https://okinawakiroku.com/）

3）当会ブログに２件の投稿があった。＜別紙４＞

◇ 疑問だらけの「単独親権」制　　弁護士　後藤富士子

◇「沖縄戦争孤児」のドキュメンタリー番組を見て　　黒川美穂子

4）集会の案内

◇2023 年　高麗博物館講演会　「関東大震災から 100 年の今を問う」

・第 1 部　新井勝紘「関東大震災　描かれた朝鮮人虐殺を読み解く」
・第 2 部　徐京植「韓国現代アーティストの映像作品に見る『ルワンダ虐殺の記憶』」
・7 月 31 日（月）18：30~21：00
・新宿区立四谷区民ホール（地下鉄丸ノ内線・新宿御苑駅 2 番出口より徒歩 2 分）
・チケット：前売り 2000 円／当日 2500 円／学生 1000 円　（全席自由）

◇パネル企画展　「関東大震災 100 年～隠蔽された朝鮮人虐殺」
・7 月 5 日（水）～12 月 24 日（日）
・高麗博物館（新宿区大久保 1－12—1　第 2 韓国広場ビル 7 階）展示室

◇パネル企画展　関連講演会　①～③
・各参加費 1000 円　要予約（各回 14：00～16：00）
・問合せ：高麗博物館 03—5272—3510　開館時間 12:00~17:00　月・火休館

①　「軍隊と自警団の朝鮮人虐殺」
・9 月 16 日（土）　慎蒼宇さん（法政大学教授）

②　「朝鮮人虐殺を無かったことにしたい人たち」
・11 月 11 日（土）　加藤直樹さん（ノンフィクション作家）

③　「関東大震災時の朝鮮人虐殺」
・12 月 9 日（土）　西崎雅夫さん（ほうせんか理事）

◇週刊金曜日 東京南部読者会
・ 8 月 25 日（金）18：00~20：30　・『ショックドクトリン』（堤未果著・幻冬舎）と映像鑑賞
・大田区消費者生活センター第 4 集会室（JR 蒲田駅東口 5 分）

◇関東大震災朝鮮人・中国人虐殺 100 年犠牲者追悼大会
・朝鮮半島・中国から遺族挨拶
・特別報告：国家の責任／マスコミの責任／民衆の責任
・追悼のピアノ演奏・追悼歌曲など
・8 月 31 日（木）17：00～21：00　・参加費：1000 円・学生 500 円
・文京シビックセンター1F 大ホール（文京区 地下鉄丸ノ内線・南北線 後楽園駅 5 番出口直結）
・事前申込要（8 月 28 日まで）：https://www.kokuchpro.com/event/kanto100nen/
・主催：関東大震災朝鮮人・中国人虐殺 100 年犠牲者追悼大会 実行委員会

5）当面の日程

第 112 回例会・勉強会	8 月 27 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん　205
第 114 回運営委員会	9 月 2 日(土)13:00～	豊岡いきいきプラザ集会室 B
第 113 例会・勉強会	9 月 24 日(日)13:30～16:30	神明いきいきプラザ集会室 A
第 115 運営委員会	9 月 30 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 114 例会・勉強会	10 月 22 日(日)13:30～16:30	神明いきいきプラザ集会室 C

＜別紙 2＞　政治の現況について

（1）主なニュース一覧（2023/6/21－7/20）
＊第 211 回通常国会閉会。原発推進 GX 法、防衛産業育成法、入管法改悪、防衛財源確保法など

数々の悪法成立（2023/6/21）
＊東京地裁、単独親権制度は「合憲」判決（2023/6/22）
＊IAEA、処理水海洋放出は「国際的な安全基準に合致」の報告書公表（2023/7/4）
＊自公与党、「殺傷武器」輸出を容認　輸出兵器に「搭載は可能」と解釈変更（2023/7/5）
＊袴田さん再審、検察の有罪立証方針（2023/7/11）
＊岸田首相、リトアニアで開かれる北大西洋条約機構（NATO）首脳会議出席へ（2023/7/11）
＊最高裁、性同一性障害巡りトイレ使用制限は違法と初判断（2023/7/11）
＊処理水放出「賛成」4 割　反対を上回る　時事世論調査（2023/7/13）
＊朝日新聞世論調査　内閣支持率が 37%に下落　マイナ対応「評価せず」68%（2023/7/16）

（2）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①　共同通信　2023 年 6 月 22 日　　ニュース記事

単独親権制度は「合憲」　東京地裁、12 人の請求棄却

離婚すると父母の一方が子どもの親権を持つ単独親権制度は憲法に反し、子育てをする権利を侵害されたとして、親権を失うなどした男女 12 人が国に総額 1100 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（古庄研裁判長）は 22 日、請求を棄却した。制度は合憲だと判断した。

原告側は子育てをする権利は憲法上保障された基本的人権だと主張。単独親権制度を定めた民法の規定でこの権利が侵害されているのに、国は是正に向けた立法措置を怠り違法だと訴えていた。

民法は婚姻中は父母が共同で親権を持つが、離婚の際はどちらか一方を親権者にするとしている。

②　朝日新聞 DIGITAL　2022 年 7 月 5 日　　ニュース記事

殺傷能力のある武器の輸出「可能」　自公が指針見直しで中間報告書

武器輸出を制限している政府の防衛装備移転三原則の運用指針の見直しをめぐり、自民、公明両党は 5 日の実務者協議で、輸出緩和に向けた中間報告書をとりまとめた。掃海や警戒などの活動や正当防衛に必要な場合、殺傷能力のある武器を輸出することは可能との意見で一致したと盛り込んだ。殺傷能力のある武器は輸出できないとしてきた政府見解の変更につながる内容だ。

現在の運用指針は「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の 5 類型に限って装備品の輸出を認める。政府は、5 類型に殺傷能力や物を破壊する能力がある「自衛隊法上の武器」は含まないとの見解を示してきた。

自公の中間報告書は、5 類型に基づく自衛隊法上の武器の扱いについて「明確な整理がなされてこなかった」とした。そのうえで「掃海」では機雷処理用の爆発物、「警戒、監視」で立ち入り検査を行う際には停船射撃用の銃器が必要になると指摘。「5 類型の業務を行うための装備には自衛隊法上の武器に当たる場合があることや、正当防衛を可能とする武器を搭載することは可能ではないかとの意見の一致があった」と記した。

5 類型のあり方をめぐっては…（以下略　有料記事）

③　東京新聞 TOKYO Web　2023 年 7 月 4 日　　ニュース記事

処理水海洋放出は「国際的な安全基準に合致」　IAEA が包括報告書を公表

東京電力福島第一原発（福島県大熊町、双葉町）の汚染水を浄化処理した後の水の海洋放出計画を巡り、計画を検証した国際原子力機関（IAEA）は 4 日、「国際的な安全基準に合致する」とする包括

報告書を公表した。政府が「夏ごろ」とする放出に向けた手続きが一歩進んだ。政府は国際機関の「お墨付き」を放出計画の後ろ盾にしたい考えだが、漁業関係者のほか、中国や韓国など周辺国からの反対の声は根強い。（渡辺聖子）

IAEA のグロッシ事務局長はこの日午後 4 時過ぎ、首相官邸で岸田文雄首相と面会し「科学的で中立的な報告書」と説明。「日本が次のステージに行く決断をするのに必要な要素が全て含まれている」と述べ、報告書を手渡した。岸田首相は「科学的根拠に基づいて、高い透明性を持って国内外に丁寧に説明していきたい」と述べた。

その後に日本記者クラブで会見したグロッシ事務局長は、海洋放出によって放射線が人や環境に与える影響は「無視できるレベルだ」との見解を示した。

政府は海洋放出の方針を決めた後の 2021 年 7 月、処理水の安全性を第三者の立場で確認してもらうため、IAEA に計画が適切かどうかの検証を依頼。判断材料の一つに位置付けてきた。

IAEA の検証作業には、放出に反発する中国、韓国のほか、米国など 11 カ国の専門家が関わった。現地調査なども実施し、この 2 年間で今回を含め計 7 本の報告書をまとめた。放出開始後も評価やモニタリングを実施する。

放出設備は今年 6 月 26 日に完成し、原子力規制委員会の検査も近く適合する見通しとなっている。原発の敷地内にはタンクに入れた処理水がたまり続けており、政府は「廃炉を着実に進めるために処理水の処分は避けて通れない」との認識を示している。

◆「理解」を押しつける道具にしてはならない

【解説】国際原子力機関（IAEA）が公表した福島第一原発の処理水の海洋放出計画を検証した包括報告書は、放出による人や環境への放射線の影響は「ごくわずか」と結論づけた。国際機関の権威を使ってなし崩し的に手続きを前に進めるように見える政府の姿勢は、国内外の反対の声に十分に向き合っているとは言えない。

政府と東電は 2015 年、福島県漁連に対して「関係者の理解なしにいかなる処分（海洋放出）もしない」と文書で約束した。県漁連と全国漁業協同組合連合会（全漁連）が毎年、海洋放出に反対する決議を続けている以上、現状のままでは海洋放出はできないはずだ。

しかし、政府は 21 年 4 月に海洋放出をする方針を決定。事故当事者の東電は政府方針を盾に設備工事などの準備を進め、物理的には放出できる態勢はほぼ整った。

放出に向けた最終段階に入っても、政府や東電は「理解」がある状態をどのように判断するのかを明らかにしていない。今年 2 月、福島県漁連と意見交換した西村康稔経済産業相は、漁業者から判断基準を問われても「丁寧に説明する」と述べるだけで、疑問に向き合わなかった。放出ありきの姿勢が明白だ。

IAEA の報告書は、放出計画について「推奨するものでも、支持するものでもない」と一定の距離を置く。これをくみ取れば、放出のお墨付きと解釈するのは難しいはずだ。関係者に「理解」を押しつける道具にしてはならない。（小野沢健太）

④　東京新聞 TOKYO Web　2023 年 7 月 5 日　　ニュース記事

原発の処理水放出設備 7 日合格へ　規制委の使用前確認終了

原子力規制委員会は 5 日、定例会合を開き、東京電力福島第 1 原発の処理水を海洋放出する設備について、7 日に使用前検査の合格を示す終了証を東電に交付する方針を示した。終了証交付で海洋放

出に向けた設備面での準備は完了し、岸田文雄首相が放出開始時期を判断する前提が整うことになる。

岸田首相は風評対策や国際原子力機関（IAEA）の報告書に対する理解の進展を見極め、夏ごろとする放出開始時期の具体的な検討に入る。松野博一官房長官は5日の記者会見で、夏ごろまでの海洋放出を目指す方針に変更はないと説明し「安全性確保や風評対策の取り組みの状況を政府全体で確認し判断する」と改めて強調した。

福島県などの漁業者らが強く反対していることには「漁業者の懸念の声は承知している。意思疎通を密にして丁寧な説明と意見交換を重ねたい」と述べた。また中国の反発には「中国は事実に反する内容を発信している。中国を含む国際社会に日本の立場を丁寧に説明し、理解が深まるよう努力する」とした。（共同通信）

⑤　**東京新聞 TOKYO Web**　2023年7月6日　　ニュース記事

米国務省がIAEAの報告書を「歓迎」　福島第一原発の処理水放出巡り　韓国は容認、中国は反発

【ワシントン＝吉田通夫】米国務省は5日、東京電力福島第一原発の処理水を海に放出する計画を巡り国際原子力機関（IAEA）が発表した報告書について、「歓迎する」との声明を出した。報告書を巡っては既に韓国も容認する立場を明らかにしているが、中国は反発しており、対応が割れている。

国務省は「日本は処理水の放出計画について IAEA と積極的に調整し、科学的根拠に基づいた透明性の高いプロセスを実施してきた」としている。

IAEA は、処理水が「国際的な安全基準に合致する」との報告書を4日に公表。日本政府は夏季の放出を目指す。

韓国政府は報告書を尊重すると表明。一方、中国政府は、日本が調査チームの権限を制限したなどとして内容に疑義を投げかけており、海洋放出にも反対している。

⑥　**東京新聞 TOKYO Web**　2023年7月7日　　ニュース記事

反対署名25万4000人　処理水放出に「科学的に安全でも風評被害が出る」　東北地方の生協など集める

東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出設備の準備が整った7日、市民らが放出への抗議行動を展開した。東北地方の生活協同組合などは放出に反対する約3万3000人分の署名を政府と東電に提出。原水爆禁止日本国民会議（原水禁）など3団体が東京都内で記者会見し、強引な姿勢を批判した。

「理解が進まない中で放出すれば、科学的には安全であっても風評被害などの大きな影響が出る」。生活協同組合コープあいづ（福島県喜多方市）の吉川毅一理事長は東京都千代田区の東電本店を訪れ、対応した同社幹部に厳しい表情で懸念を示した上で、署名目録を手渡した。海洋放出ではなく、別の方法で処理水を処分することを求めた。

署名は、福島、宮城、岩手の3県の生協連合会や宮城県漁連が募り、提出済みを含めて計25万4000人分が集まった。

◆「『関係者の理解』反故にすることは許されない」

原水禁と NPO 法人原子力資料情報室、福島県平和フォーラムは都内の会見で、海洋放出反対を訴えるホームページを海の日の17日に開設すると発表。原水禁の谷雅志事務局長は「関係者の理解なしに海洋放出しないとする約束を反故ほごにすることは許されない」と強調した。

政府や東電がどのようにして理解を得たと判断するのかを明らかにしないまま、「丁寧に説明する」

と繰り返す現状についても「同じ説明を繰り返すのではなく、関係者が納得するまで説明を続けるべきだ」と指摘した。（小野沢健太）

⑦　**東京新聞 TOKYO Web**　2022 年 7 月 11 日　　ニュース記事

政府は 2015 年の「約束」を守るのか…原発処理水の海洋放出に福島県漁連は「反対」を強調

東京電力福島第一原発（福島県大熊町、双葉町）の汚染水を浄化処理した後の水の海洋放出計画について、西村康稔経済産業相は 11 日、福島県いわき市の福島県漁業協同組合連合会を訪れ、放出への理解を求めた。県漁連の野崎哲会長は「反対の立ち位置は変わらない」と従来の姿勢を崩さず、議論は膠着こうちゃく状態となった。

放出のための設備の準備完了後、初めての意見交換は冒頭のみ公開された。野崎会長は終了後、記者団に「漁業者として海で操業する観点と、関係者の合意なしには海洋放出しないと約束した点から、容認できない」と強調。「廃炉が完全に終わったとき、福島の漁業が存続して初めて理解できたという立ち位置に立てる」と述べた。

政府と東電は 2015 年、県漁連に「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」と文書で約束している。政府はこれまでも「約束は順守する」としているものの、どのようにして理解を得たと判断するかは明らかにしないまま、漁業者と議論を重ねてきた。

この日、西村氏には記者団から「約束」への質問が相次いだ。西村氏は「今後も丁寧に説明する。漁業者の懸念や不安に寄り添い信頼が深まるように取り組む」と述べるにとどめた。

今月 4 日、国際原子力機関（IAEA）が「国際基準に合致している」とする包括報告書を公表。原子力規制委員会は 7 日に放出設備の検査終了証を東電に交付した。政府は、夏ごろに放出を始める方針。政府や東電の計画では、放射性物質トリチウムが残った処理水に大量の海水を混ぜ、トリチウム濃度を国の排水基準の 40 分の 1 未満にした上で、沖合約 1 キロの海底から放出する。（渡辺聖子）

⑧　**時事通信**　2022 年 7 月 13 日　　ニュース記事

処理水放出「賛成」4 割　反対を上回る　時事世論調査

時事通信が 7～10 日に実施した 7 月の世論調査で、東京電力福島第 1 原発から出る処理水を海洋放出することへの賛否を尋ねたところ、「賛成」が 39．2％で、「反対」の 28．0％を上回った。

「どちらとも言えない・分からない」は 32．8％だった。

調査は全国 18 歳以上の 2000 人を対象に個別面接方式で実施。有効回収率は 59．2％。

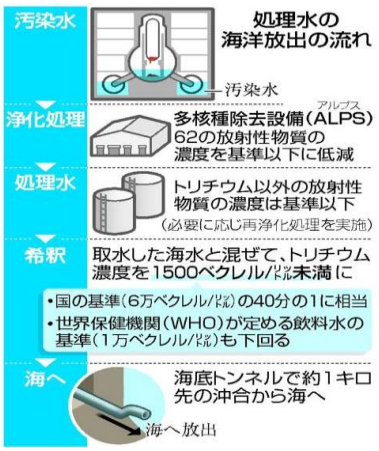

⑨　**東京新聞 TOKYO Web**　　2022 年 7 月 11 日　　ニュース記事

トイレ制限認めず、国に違法判決　性同一性障害巡り最高裁が初判断

戸籍上は男性で、女性として暮らす性同一性障害の 50 代の経済産業省職員が、省内で女性用トイレの使用を不当に制限されたとして、国に処遇改善を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第 3 小法廷（今崎幸彦裁判長）は 11 日、制限を認めないとの判断を示した。経産省の対応を是認した 2015 年の人事院判定を違法と判断し、職員側の勝訴が確定した。

自認する性別が出生時と異なるトランスジェンダーなど性的少数者の職場環境の在り方を巡る最高

裁の初判断で、裁判官５人の全員一致による結論。いずれも補足意見を付け、今崎裁判長は判決について、不特定多数が利用する公共施設のトイレなどを想定した判断ではないと強調し、そうした問題は改めて議論されるべきだと説明した。今回と同様に人間関係が限られる企業や学校などでは性的少数者のトイレ使用の対応に影響する可能性がある。

判決によると、職員は 10 年から許可を得て女性の身なりで勤務を始めたが、女性用トイレについては勤務先のフロアから上下２階以上離れた場所での使用しか認められなかった。（共同通信）

⑩　朝日新聞 DIGITAL　2022 年 7 月 16 日　　ニュース記事

内閣支持率が 37%に下落　マイナ対応「評価せず」68%　朝日調査

朝日新聞社は 15、16 日、全国世論調査（電話）を実施した。岸田文雄内閣の支持率は 37%と前回 6 月調査の 42%から下落した。下落は 2 カ月連続。不支持率は 50%（前回 46%）で支持率を上回る状態が続く。マイナンバーを巡るトラブルが続いていることや、少子化対策への厳しい評価などが影響しているとみられる。

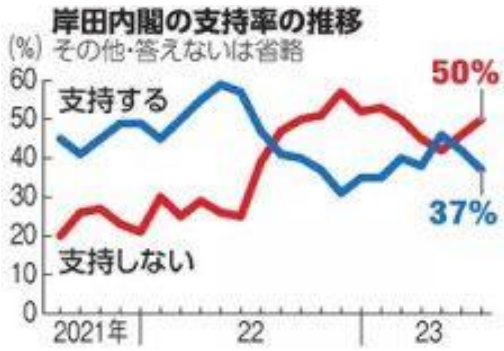

支持率は 5 月に 46%まで上昇したが、今回 30%台に落ち込んだ。支持率が 30%台になるのは今年 4 月調査以来。マイナンバーを巡る岸田内閣の対応については、「評価しない」が 68%を占め、「評価する」25%を大きく上回った。

また、マイナンバー制度をどの程度信頼しているか 4 択で質問したところ、「あまり信頼していない」42%、「全く信頼していない」19%と、合わせて 61%が「信頼していない」と答えた。「信頼している」は「大いに」4%、「ある程度」34%を合わせて 38%だった。来年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針については、「反対」は 58%と「賛成」36%を上回る状態が続いている（前回 6 月調査は賛成 38%、反対 56%）。マイナンバー制度を「信頼していない」という人では「反対」が 82%に上っている。

＜別紙 3＞　　緊急警告 067 号

福島第 1 事故原発　トリチウム汚染水の海洋投棄をやめよ！

政府は、3・11 東日本大震災でメルトダウン事故を起こした福島第 1 原発の放射能汚染水を「処理水」と言い換え、今夏、地元漁協を始め、国内外の反対を押し切ってでも海洋放出する構えである。

政府・東電は、ALPS（多核種除去設備）によってトリチウム以外の大半の放射性物質を除去した上、海水で薄め「国際基準」を満たして放出するので安全である、と主張する。そして、「風評被害」だけが問題なのだと言う。

こうした政府・東電の主張を後押しし、お墨付きを与えているのが国際原子力機関（IAEA）であり、原子力発電を推進する学者・専門家たちである。IAEA は「包括的報告書」において、ALPS 処理水の放出は、「国際安全基準」に合致し、「人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどである」と結論付けている。（但し、IAEA は用心深く、「処理水」の放出は「推奨するものでも、支持するものでもない」と付け加えている。日本の「原子力規制委員会」が原発の再稼働をめぐって合格判定を出しな

がら、「安全を保証するものではない」と言っていることとよく似ている。）

このような IAEA や原発推進の学者・専門家たちの主張は、トリチウムという放射性物質を自然界にもある人体や環境にまったく無害な物質と見なしている、ということである。その上で、除去した大半の放射性物質はわずかに残存するが、それは「無視できるほどである」と言うのである。

原発推進側としては、トリチウム水が無害であると主張する以外に選択肢はない。なぜなら、通常運転している世界中の原発から一瞬も止むことなく膨大なトリチウム汚染水を海や河川に垂れ流しているからである。これを安全とするのが「国際基準」だからである。

その意味では、中国政府や韓国野党が福島第 1 原発汚染水の海洋放出に抗議し強く反対を表明しているが、日本報道の限りでは、自国の原発から排出している大量のトリチウム汚染水を棚上げしているかのような印象はぬぐえない。中国政府がトリチウム汚染水について、IAEA や日本政府と同じ見解に立っているとしたなら、「政治利用」のそしりはまぬがれない。とは言え、近年の日本の有り様は、官民含めて事実の隠蔽、データ改竄等の不正が横行しているのであるから、ALPS によって「大半の放射性物質を除去」したと言われても信用できない、「処理水」にはトリチウム以外の危険な放射性物質が含まれているのではないか、という疑念があって当然であろう。まして東電も IAEA も完全に除去出来ているとは言っておらず、その危険性は「無視できるレベル」と言っているからである。

しかし、ここで問題としたいのは、トリチウムである。はたしてトリチウムは、日本政府や原子力発電推進の学者・専門家が言うような、人体にも環境にも無害な物質なのか、ということである。この「無害」という見地に立つ限り、「処理水」に対する危険視は、すべて「科学的根拠」のない、「風評」を生み出すものでしかない、ということになる。

マスコミの報道も、この「無害」という見地を受け入れ、もしくは忖度し、「風評被害」説一色である。だが、トリチウムの危険性については、少数とは言え、有力な学者・研究者がその危険性に警鐘を鳴らしている。

例えば、分子生物学者の河田昌東氏は、「トリチウム汚染水の海洋放出　何が問題か――風評被害でなく実害をもたらす」との論文*1 で「β 線はエネルギーが小さく影響が小さい、というのが生物を知らない原子力村の専門家たちの主張である」、トリチウム水は「体内に入ると様々な生化学反応に関わる」、「DNA に結合したトリチウムがヘリウムに変わると DNA が壊れる」と述べている。

医師の西尾正道氏（北海道がんセンター名誉院長）は「トリチウムの健康被害について」の論文*2 で、河田氏と同様、体内に取り込んだトリチウムの人体影響について詳しく解説している。さらに原発通常運転時の周辺住民への健康被害の実態について、疫学調査データに基づいて警鐘を鳴らしている。

ノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊氏は、長谷川晃氏（マックスウエル賞受賞者）と共に、2003 年、当時の小泉純一郎首相宛に、「良識ある専門知識を持つ物理学者として、トリチウムを燃料とする核融合は極めて危険で、中止してほしい」との「嘆願書」*3 を出している。

政府やマスコミ、原子力学界もこうした学者・研究者の学説を知らないはずがない。しかしマスコミも原子力学界も政府も電力業界も、こうした学説を取り上げ検証することもなく、反論もせず、ひたすら無視を決め込んでいる。明らかに不都合な真実だからであろう。

こうした良心的な科学者の警鐘に耳を貸さず、真実を国民に知らせず、人体にも環境にも被害をもたらす放射能汚染水を「処理水」と言い換え、あたかも無害であるかのように宣伝して海洋に放出するなど、許されることではない。

こうして見ると、トリチウム汚染水の問題は、決してメルトダウン事故を起こした福島第 1 原発だけの問題ではなく、通常運転しているすべての原発汚染水に共通する問題であることがわかる。世界

中の原発は稼働してはならない、ということである。それ故、政府も電力各社も IAEA も原子力発電推進の学界も、福島原発の「処理水」が有害な放射性物質を含んだものであるということを何があっても認めるわけにはいかないのである。

それは現在の既得権益を護持することに汲々として、結果として、未来の地球環境がどうなろうと、人間を含む全ての生物の未来がどうなろうと知ったことではない、というきわめて無責任なものである。日本国憲法に照らして言えば、憲法 25 条の「生存権」に抵触する行為でもある。

それでは福島第 1 原発の敷地に満杯となった汚染水タンクの処理をどうすべきか。前述の河田氏は同論文で、トリチウム水は処理できるとし、その方法は研究者や企業によって開発され提案もされているが、垂れ流しに比べて費用が大きくかかるため東電と国は無視している、と述べている。そうであるなら、まず海洋放出を止め、新たな敷地を確保しつつトリチウム水の分離に集中し容積の減少を図るべきである。そして、他の放射性核種と同様、陸上保管すべきである。メルトダウン事故を起こした原発だからこそ、世界に先駆けて実践すべきである。

日本政府は、福島第 1 事故原発トリチウム汚染水の海洋投棄を絶対にしてはならない。

（2023 年 8 月 6 日）

---

*1　河田昌東　トリチウム汚染水の海洋放出　何が問題か～風評被害でなく実害をもたらす～
http://peacephilosophy.blogspot.com/2023/05/what-is-problem-with-release-of-tritium.html

*2　西尾正道　『トリチウムの健康被害について』
http://www.com-info.org/medical.php?ima_20181211_nishio

*3　小柴昌俊　「嘆願書」
http://kurionet.web.fc2.com/tangan20030310.html

＜別紙 4＞　会員ブログより

◇ 疑問だらけの「単独親権」制　　弁護士　後藤富士子

1　「離婚罰」？

現行の父母の「共同親権」制は、昭和２２年の民法改正で導入された。民法８１８条は、第 1 項で「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」とし、第 3 項で「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」としている。父母の一方が親権を行うことができないときには他の一方が行うが（818 条 3 項但書）、やむを得ない事由があり自ら親権を辞退する場合でも家庭裁判所の許可が必要である（837 条 1 項）。

また、親権喪失については、実体的にも手続的にも厳格な制限がある。①虐待、②悪意の遺棄、③親権行使が著しく困難または不適当であることにより子の利益を著しく害するときに、法定された請求者の請求により、家庭裁判所が親権喪失の審判をすることができる。この審判は、「しなければならない」のではないうえ、①～③の事由が 2 年以内に消滅する見込みがあるときにはできない（834 条）。「子の福祉」の後見的役割を負う家庭裁判所でさえも、父母の親権を剥奪することには抑制的である。

ところが、父母が離婚する場合には、必ず父母のどちらか一方の単独親権になる（民法 819 条 1～3 項）。この「単独親権」制は絶対的であり、例外が認められていない。共同親権の例外が限定的であり、親権喪失審判も極めて抑制的であるのに比べると、「単独親権」制の絶対性は際立っている。法解釈論に引き直すと、「離婚」が法定の親権喪失事由になっている。

婚姻中に共同親権者であった父母の一方が、離婚によって親権を喪失するというのは、まるで離婚に対する制裁ではないか。これは、明らかに「離婚の自由」を侵害する。国家は、法律婚の解消を困難にして、国民を「法律婚」の枠内に閉じ込めようというのだろうか。

２　父母が単独親権を争うと「裁判官が決める」？

協議離婚の場合にも、単独親権者を決めなければ、離婚届が受理されない。父母の協議で決められないときに、父または母の請求によって家庭裁判所が協議に代わる審判をすることができる。裁判上の離婚の場合、裁判所が離婚判決の中で単独親権者を決める。

「子の福祉」にとって単独親権制に問題があるにせよ、父母の自由な意思に基づく合意により単独親権者が決まるなら、法的争いは生まれない。しかし、共同親権者であった父母の一方が離婚により親権者でなくなるのだから、協議は難航する。そうすると、最終的に家庭裁判所が決めることになる。

私が最も納得できないのは、当該子の養育に何の関与も責任ももたない裁判官が、いかなる条理に基いて、親権喪失事由のない親から親権を剥奪できるのか？という点である。

ちなみに、日本の裁判官は官僚制度の下にあり、養成制度に照らしても適任とはいえない。それを補完するために家裁調査官制度があるが、その調査は父母のどちらか一方を親権者から排除することを目的に行われるから、親権喪失事由がない親の親権を剥奪することに平然としている。裁判官も調査官も、「法律に従っただけだ」というのだろう。これでは、良心をもたない「官吏」そのものである。

３　「家制度」の名残でも「母系」ならいいのか？

日本国憲法２４条により「家父長的家制度」が廃止される前は、父母の婚姻中であっても単独親権制が採用されていた。しかも親権者について第一次的に「家ニ在ル父」、第二次的に「家ニ在ル母」とされていた（旧第 877 条)。つまり、親子関係は、常に「家父長的家制度」の下にあったのである。

ところで、「選択的夫婦別姓」論は、９６％の妻が夫の氏に改姓している現実を「女性差別」と捉え、「家父長的家制度」の名残からの脱却を志向しているように見える。しかし、婚姻により夫婦のどちらかが旧姓を失う法制度自体を、女性差別と断じることはできない。むしろ「夫婦同姓の強制」（民法 750 条）に代わるべき制度は、婚姻によって姓が変わらない制度、すなわち夫婦別姓を原則とする「選択的夫婦同姓」である。この制度になれば、「両性の平等」が貫徹され、「家父長的家制度」とも無縁になる。

単独親権制についても、同じことが言える。「家父長的家制度」から脱却するには、単に「家父長制」を克服するだけでは足りない。仮に単独親権者が母であっても、単独親権制自体が「両性の平等」と両立しないからである。実際、単独親権者が母である割合は、夫の氏を称する妻に匹敵する。「選択的夫婦別姓」論者から「単独親権制」を否定する声が聞こえないのは、「母系」なら「女性差別」ではないからであろう。

４　「排除」から「共生」へ―「男女共同参画社会」に向かって

絶対的単独親権制を廃止して、離婚後も共同親権を原則とすれば、「両性の平等」が貫徹されるだけでなく、「子の福祉」のためになすべき方策を離婚とは別の手続で追求できる。

共同親権者であった父母の一方を親権者から排除するためにエネルギーを費やすことは、有害無益である。単独親権制は、離婚に際し、父母の評価を「オール・オア・ナッシング」に帰結させる。しかし、実在する父母に、そのような評価は不自然である。むしろ、共同親権制の下で、「１：９」「３：７」「５：５」など実情に応じて「共生」する方策を講じれば足りる。

このような法的手続にすれば、子自身の意向を反映できるようになるメリットも大きい。「父母のど

ちらが単独親権者として適格か」ではなく、「どうするのが子の最善の利益に適うか」を検討する土俵ができるからである。それは、親世代の「男女共同参画」の実践になり、かつ子世代に「男女共同参画社会」のバトンを渡していくことになるはずである。

（2023 年 7 月 10 日）

◇　「沖縄戦争孤児」のドキュメンタリー番組を見て　　黒川美穂子

6 月 22 日、「BS 1 スペシャル　沖縄戦争孤児」のドキュメンタリー番組を見ました。10 人ほどが当時の状況から戦後どのような生き方、思いを抱いて生きてきたかを語ってくれました。

生涯心に深い悲しみ、憤りを抱えて生きた心境を語っている 80 歳も後半になる人たちに対し、私は一言も言葉が見つかりません。

私は子供が理不尽な辛さに遭う事にはいたたまれない思いを持ちます。短歌に詠まなければいけない、と義務感のような思いが湧きました。でもとても子供たちの辛さは表現できるものではないことを痛感しました。せめて戦争反対者の一人であることを表明したに過ぎない拙い短歌です。

「沖縄戦争孤児」の話から

二歳の子　どこの誰ともわかぬまま　親無く　名無く　知るすべも無く
現れしは親を偽る者ならん　虐待受けし因をのち知り
殺せとや　乳飲み子の妹を抱きて逃ぐ　尽くせど空し餓死せる妹
目の前で親を撃たれし 4 人の子　目に焼き付きぬ生涯の傷心（きず）
常抱きし妹を探す兄あわれ　きっと生きてる　いつかは逢わんと
悲惨なり　余りにも悲惨　人間の　所業の末の子たちの苦悩よ
沖縄の戦争孤児の証言に　憎きも憎し戦争を思う
国家権力　平然として数十万　数百万の命を奪う
焼夷弾に焼き尽くされし都市あまた　日本中の孤児の歴史忘れまじ

（2023 年 6 月 28 日）

目次に戻る